

市立認定こども園に関する Q&A

◆◆◆ 認定こども園の規模・運営内容等 ◆◆◆

Q：クラス分けはどうなりますか？1号認定と2号認定のクラスが別々にできるのですか。

A：1号認定、2号認定にかかわらず、同じクラスで一緒に過ごします。

Q：1号認定児と2・3号認定児では保育時間に違いがありますか。

A：1号認定児と2・3号認定児で時間は違います。また、2・3号認定児についても保護者の就労時間等により、標準時間保育児と短時間保育児とに分かれ、保育時間が変わります。

Q：民間施設のように習い事をするようなカリキュラムが実施される可能性はありますか。

A：市立認定こども園で実施する教育・保育カリキュラムに関しては、民間で実施されている「習い事」でなく、今まで実践してきた「遊びを通して、自ら興味・関心をもって主体的に、感じ、考え、判断するなど、生きていくための基礎を育む」ことに重点を置いています。

Q：昼寝について教えてください。

A：4歳児まで昼寝をします。5歳児の昼寝は概ね2学期以降ありませんが、個々の体調を考慮し、休息をとるなど柔軟な対応をしていきます（ただし、午後2時に帰宅する1号認定児は対象外です）。

Q：土・日、祭日に行事を行った場合の振替休日はありますか。

A：振替休日を設定します。1号認定児はお休みになりますが、2・3号認定児については、保護者の希望により保育を実施します。

なお行事予定、振替休日等については、保護者の方には別途お知らせします。

Q：1号認定の長期休業の期間はいつからいつまでになりますか？

A：小学校の休業期間に準じます。

Q：こども園になると、園服や体操服、かばんなどはどう変わりますか。

A：色帽子のみ購入していただく予定です。

Q：土曜保育は実施されますか。

A：1号認定児は実施しませんが、2・3号認定児に対しては実施します（ただし、保育時間の認定が必要）。

Q：幼稚園では現在、水曜日は午前保育ですが、こども園ではどうなりますか。

A：こども園では給食を提供することから、水曜日も14時までの保育となります。ただし、希望により帰宅することは可能です。

Q：預かり保育は夏休みなどの長期休業期間も実施しますか。

A：有料になりますが、長期休業期間中も預かり保育を実施します。ただし、新2号認定児童の預かり保育料は実質無料になります。詳細については、幼稚園にお問い合わせください。

Q：保育中に災害が起こった時の避難については大丈夫ですか。

A：災害時の避難については避難経路を考えて設計し、避難階段や防火戸等を設置しています。避難方法については様々な場面を想定し、職員間で避難方法を確認していきます。毎月、園児と一緒に避難訓練や防犯訓練を実施していきます。

Q：感染症（インフルエンザ等）が流行した時には、学級閉鎖はあるのですか。

A：認定こども園では原則、学級閉鎖はありません。通常の保育を行う中で、必要に応じて部屋の消毒をしたり感染症が流行っているクラスとの交流を控えたりする等の配慮をしながら感染症が広がらないように気を付けていきます。

Q：警報時の対応はどうなりますか。

A：保育所が出している警報時の取り決めに準じていくことになります。

保育中に特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発令された時は、出た時点で保護者の方に連絡をし、お迎えに来ていただきます。

◆◆◆ 認定こども園への入園関係 ◆◆◆

Q：1号認定で入園を希望し、定員を超えた場合はどうなりますか。

A：1号認定児の申込者が定員を超過した場合は、抽選により入園者を決定します。なお2・3号認定児も定員を超える申込みがある場合は、市が利用調整を行います。

Q：認定こども園の開設する前年度に再編対象となる市立幼稚園に在園している場合、翌年に開園する認定こども園へ必ず入園できますか。

A：1号認定としては、原則入園できます（幼稚園の定員が、認定こども園の定員を超える場合、入園できません）。

なお幼稚園で1号認定を受けている在園児は、認定こども園開園後の1号認定優先枠でのみ優先入園が可能となります。従って2号認定の優先入園はできません。

Q：現在、市立幼稚園に在園していますが、認定こども園開園と同時に仕事をしようと考えています。その場合、2号認定で認定こども園の優先入園は可能ですか。

A：2号認定の優先入園はできません。2号認定への変更を希望される場合は、新規入園希望の方も含めた利用調整（入園選考）を行うことになります。ただし、選考の結果が保留となった後も1号認定優先枠での優先入園は可能です。

Q：既に仕事をしており、新2号認定も受けています。認定こども園開園後も認定は継続されますか。継続されるならば、2号認定での優先入園はできますか。

A：既に認定されている新2号認定については、お仕事を辞められる等がない限り、認定こども園開園後も継続されます。ただし、新2号認定を受けているからといって、2号認定での優先入園はできません。1号認定での優先入園のみ可能です。

Q：在園児の弟妹も認定こども園に入園希望ですが、優先枠は弟妹に適用されますか。

A：認定こども園に新たに入園希望される方は、在園児の弟妹であっても、優先枠での優先入園はできません。ただし、保育部門を希望する弟妹については利用調整点数において、兄姉が既に希望する認定こども園に在園している場合、「在園児兄弟姉妹加点」が付きます。

【注意】「在園児兄弟姉妹加点」が加点されるのは、2・3号認定児がすでに希望する認定こども園に在園している場合のみです。1号認定児の兄弟が在籍していても、その弟妹には加点が付きません。詳しくは子育て施設課にお問い合わせください。

Q：認定変更は年度途中でもできますか。

A：保護者の就労状況によって認定変更は可能です。手続き等については子育て施設課にお問い合わせください。

◆◆◆ 給食について ◆◆◆

Q：1号認定児の給食はありますか。

A：全てのお子さんに給食を提供します（給食費については費用が発生します）。

Q：預かり保育を利用する1号認定児には、おやつが出ますか？その場合、おやつ代を別途徴収するのですか。

A：預かり保育を利用する1号認定児には、おやつを提供します。おやつ代は給食費に含んでいるため、別途徴収はいたしません。

Q：食物アレルギーがあるとお弁当を持参するのですか。

A：給食やおやつについてはアレルギー対応いたしますが、提供が困難な場合にはご家庭から持参していただく事もあります。

◆◆◆ 費用等について ◆◆◆

Q：認定こども園の保育料はいくらですか。

A：0～2歳児の子どもは市内のその他の保育所・認定こども園等と同様、世帯の市民税所得割額により保育料を決定します。3～5歳児の子どもは、保育料が無料です。ただし、保育料とは別に、3歳児以上では給食費が、1号認定で教育時間終了後に預かり保育を利用する場合は預かり保育料が発生します。

Q：1号認定の給食費はいくらですか。

A：令和6年度については、月額4,700円（試算）※注意です。

給食費は年間を通して毎月定額を口座振替により徴収します。夏季休業中である8月も給食費を徴収しますが、給食提供のある期間の給食費の年額を12ヶ月で割り戻した額であるため、給食提供のない期間の給食費を徴収するものではありません（ただし、夏季休業中1日も利用しない場合は、申請により8月分は無料となります）。

【注意】令和7年度の給食費（月額）は変更になる場合があります。

Q：預かり保育料はいくらですか。【1号認定としての利用時】

A：預かり保育は、1号認定児が対象で、教育時間終了後も園でお子様をお預かりするものです（有料）。料金※注意や運営時間等は下表のとおりです。

保育要件	利用区分	期 間	利用料金	
			16:30まで	18:00まで
あり	日利用	通常日（保育実施日）	450円	
		長期休業日		
なし		通常日（保育実施日）	450円	
		長期休業日		

【注意】令和7年度の預かり保育料は変更になる場合があります。

Q：1号認定から新2号認定を受け、預かり保育を利用した場合、預かり保育料はどうなりますか。【新2号認定としての利用時】

A：新2号認定を受けた方の預かり保育の利用料金は、利用時間帯等にかかわらず、一人一日あたり450円が無償となります。

Q：認定こども園になっても、保育所同様、給食費の免除制度はありますか。

A：給食費は主食費（ごはんの費用）と副食費（おかずやおやつの費用）の2つを合算したものですですが、そのうち、副食費について免除制度があります。

免除対象となる子ども

認定区分	世帯区分	所得割合算額	免除対象者
1号	すべての世帯	77,101円未満	すべての子ども
		77,101円以上	小学校3年生までのきょうだいから数えて第3子以降の子ども
2号	特定世帯 (ひとり親等)	77,101円未満	すべての子ども
		77,101円以上	就学前子どものきょうだい※注意から数えて第3子以降の子ども
	特定世帯以外	57,700円未満	すべての子ども
		57,700円以上	就学前子どものきょうだい※注意から数えて第3子以降の子ども

【注意】認定こども園、幼稚園、保育所等を利用してきょうだいに限る。

◆◆◆ その他 ◆◆◆

Q：保護者会の組織はどうなるのですか。

A：現在の幼稚園は PTA 組織、保育所は保護者会組織となっております。

認定こども園では、開園後に保護者の方たちで検討いただくことになります。